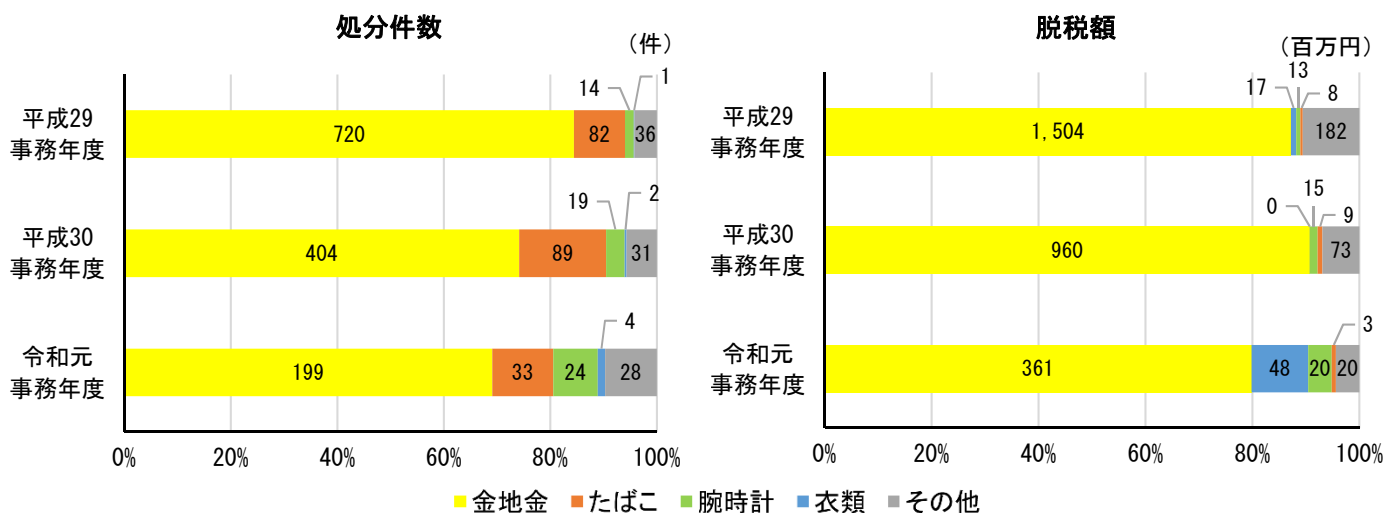


犯則調査トピックス

金地金の処分件数・脱税額が依然として大宗を占める

- 令和元事務年度に処分した関税等脱税事件のうち、金地金の密輸事件が処分件数では約 7 割、脱税額では約 8 割と依然として大宗を占めた。

処分実績の品目別構成比



金地金脱税事件の告発事例

事例 1.

犯則者Aが韓国から入国する際に、金地金約 9.5kg を手荷物カート内に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 483 万円を不正に免れようとした事案を告発しました。

○手荷物カートに工作隠匿



事例 2.

犯則者Bが台湾から入国する際に、金地金 4 kg を身辺に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 140 万円を不正に免れようとした事案について、共犯者も含め告発しました。

○ブラジャー内に隠匿



その他脱税事件の告発事例

事例 3.

税関が実施している輸入事後調査を端緒として、犯則者Cがアメリカ等から高級自動車 14 台を輸入する際に、自動車の価格を低価に偽った仕入書を提出して申告することにより、消費税等約 1,370 万円を不正に免れていた事案を告発しました。